

特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成22年9月3日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託

2 入札物件の数量及び特質

奈良県総務事務システム再構築・運用業務 一式

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

3 委託期間

契約締結日から平成29年9月30日まで

4 履行場所

知事が別途指定する場所

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日時までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 国又は都道府県と情報システムの開発に関する契約を入札の日から起算して過去5年以内に締結している者であること。
- (5) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第3 提案書の提出場所等

- 1 提案書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部総務厚生センターサービス・管理グループ（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8852（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書の交付期間

平成22年9月3日（金）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

- 3 提案書の提出

- (1) 直接持参する場合

平成22年10月7日（木）の午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）に、1に示す場所に提出してください。

(2) 郵便により提出する場合

書留郵便とし、平成22年10月6日（水）までに1に示す場所に到着するようになしてください。

4 入札の日時及び場所

平成22年10月22日（金） 午後3時30分

奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟4階）

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託に係る入札書」と朱書して、平成22年10月21日（木）までに1に示す場所に到着するようになしてください。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託に係る競争入札参加資格申請書等（以下「参加資格申請書等」といいます。）を第3の1に示す場所に所定の日時までに提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、入札参加者は、入札の日の前日までの間において、奈良県から参加資格申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) 参加資格申請書等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者であって、かつ、第3の3に定める期限までに提案書を提出した者を入札参加者とします。

- (3) 入札者は、所定の提案書を作成し、所定の場所に、所定の期限までに提出してください。
- (4) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (5) 入札者は、その提出した提案書及び入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点の合計点が最も高い者を落札者とします。

なお、合計点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じで入札金額が異なるときは入札金額の低い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じであって入札者それぞれの入札金額も同じときは当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Nature and quantity : Reconstruction and Operation of Back Office System for Nara Prefectural Government

- 2 Time Limit of Proposal Document(by hand) : October 7, 2010 5:00 p.m
- 3 Time Limit of Proposal Document(by mail) : October 6, 2010
- 4 Time Limit of Tender(by hand) : October 22, 2010 3:30 p.m.
- 5 Time Limit of Tender(by mail) : October 21, 2010
- 6 Contact point for the notice : Nara Prefectural Government, General Affairs Department, Back Office Division
[Nara Prefectural Government Office]
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL 0742-27-8852 (direct line)

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

合計点は、技術点と価格点の和で300点満点とし、得点配分については技術点を200点、価格点を100点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとします。

2 技術点及び価格点の評価方法

(1) 技術点の評価方法

ア 評価手順

(ア) 評価分野ごとに記載された提案書をもとに事前評価を行います。

(イ) 奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の開催時に、入札者により行われる発表等をもとに最終評価を行います。

イ 評価方法

(ア) 入札者間の提案書の記載内容の優劣に基づく相対評価とします。

(イ) 県としての必要度及び重要度に照らし、必要範囲を超えているものについては、評価対象としません。

ウ 採点方法

- (ア) 提案を求める評価分野ごとに10段階で採点し、その合算した点により技術点を算出します。
- (イ) 提案書に記載がない評価分野は、0点とします。
- (ウ) 選定委員会の開催時の発表等に欠席した場合は、提案書の記載の有無にかかわらず、技術点を0点とします。
- (エ) 提案内容の全部又は一部について、社会通念上実現が困難であることが明らかであることを確認した場合は、技術点から40点を減点します。

エ 評価分野ごとの配点

評価分野	配 点
開発体制	20
稼働時対応	10
連携対応	10
個別機能	10
県庁ネットワーク非対象所属に対する支援方法	20
操作性の配慮	10
機器	10
データ移行・抽出	10
運用保守業務	20
S L A協定	10

拡張性の確保	10
改修対応	20
セキュリティ対策	10
機器更新時の費用負担削減	20
独自提案	10
合 計	200

オ 評価の視点

(ア) 具体性

提案書の記載内容及びその根拠に具体性があり、論理的な提案内容であるかを評価します。

(イ) 実現性

県の状況及び県の奈良県総務事務システムに対する希望を正確に把握し、価格面を踏まえ適切かつ実現可能な提案内容であるかを評価します。

(ウ) 有益性

提案内容の優位性が高く、利用者にとって有益なものであるかを評価します。

(2) 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点 = $100 \times \{1 - (1.05 \times \text{入札価格}) / \text{予定価格}\}$